

高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務仕様書

1 事業名

高知県警察特殊詐欺等被害防止啓発事業委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 業務目的

近年急増する特殊詐欺等の被害を防止するため、被害防止啓発動画を作成し、高知県内を対象としてSNS広告やデジタルサイネージ等で当該動画を放映することにより、詐欺被害等の防止を図ろうとするもの。

4 業務内容

(1) 被害防止啓発動画の制作

ア 動画の数・時間

4パターン（各15秒）

イ 動画の内容

動画の内訳は、特殊詐欺に関するものが2パターン、SNS型投資詐欺に関するものが2パターンとし、ウ(ア)の各SNSにおいてインパクトのあるキャッチフレーズ等により動画視聴に誘導が見込め、視聴により当該詐欺に対する関心を深め、被害防止を効果的に啓発する内容の動画コンテンツとする。

なお、動画コンテンツの作成に当たっては、次の点に留意してください。

- ① 詐欺の手口を知識として周知するもの
- ② 「自分はだまされない」と考えている者に対し、当事者意識をもたせるもの
- ③ 被害者となり得る者の心理・感情を刺激することにより、周囲の家族・知人等に相談する等の被害を阻止するための対処を促すもの
- ④ その他、被害防止に高い効果が見込めるもの

ウ 動画の用途

- (ア) YouTube、Instagram及びFacebookにおける配信
- (イ) 高知県警察が独自に行うデジタルサイネージ、LEDビジョンでの放映、DVDプレイヤーによる視聴

エ 動画のデータ形式

動画は、ウに掲げる用途に使用できるデータ形式のものとする。

(2) 被害防止啓発動画の広告配信とその効果検証

ア 広告配信

(ア) 配信する媒体

Y o u T u b e、I n s t a g r a m及びF a c e b o o k

(イ) 配信する予定期間

令和7年11月1日（予定）から令和8年2月28日まで

イ 効果検証

高知県内の1000人以上を対象に、インターネット等でのアンケート等による方法で意識の変化を捉える調査を被害防止啓発動画の広告配信前後に複数回実施し、令和8年3月31日までに集計データ及び印刷物を発注者に提出するものとする。

5 成果物の納品

- (1) 被害防止啓発動画が完成したときは、当該動画のデータを電磁記録媒体（C D－R又はD V D－Rをいう。以下同じ。）により納品するものとする。
- (2) 被害防止啓発動画の広告配信に関する効果検証の結果は、電磁記録媒体及び印刷物（7部）により委託期間内に納品するものとする。
- (3) 被害防止啓発動画の広告配信期間が終わったときは、配信結果を電磁記録媒体及び印刷物（7部）により委託期間内に納品するものとする。

6 提出書類等

契約後、提出する書類は次のとおりとし、すべて日本語で作成すること。

- ・打ち合わせ議事録
- ・業務完了報告書

これら以外の書類であっても、業務内容等について報告を求められた場合は速やかに提出すること。

7 著作権等

動画及び成果物に対する著作権等は原則として高知県警察に帰属するものとし、動画の著作権の取扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利は、動画完成時に受注者から発注者に譲渡するものとする。
- (2) 受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作

権法第18条から第20条に規定する権利を行使しないものとする。

8 調査等

発注者は、受注者に対し本業務の実施状況について必要な報告を求め、並びに本業務の実施に関して調査を行い、及び必要な指示を与えることができる。

9 遵守事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等を遵守し、業務上知り得た個人情報を漏えい、滅失及びき損することのないよう万全の注意を払うものとする。
- (2) 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、本業務が終了し、又はこの契約を解除された場合も同様とする。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に支障が生じる事態が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告しなければならない。

10 その他

- (1) 発注者は受注者に対し、本業務実施に当たり必要と認められる情報を随時提供するものとする。
- (2) 委託業務を適正かつ円滑にするため、相互に連携を図るものとし、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の間で協議の上、定めるものとする。